

## ②米の需給安定・経営安定のための施策

---

# 米の需給安定・米生産者の経営安定に関する主要な政策ツール

- 米の需要が減少する中、需要に応じた主食用米の作付けを行うとともに、麦、大豆等の本作化を進める。
- また、産地において、あらかじめ積立てを行い、自主的に需給の安定に向けて、長期計画的な販売や海外用など主食用米の他用途への販売を行う取組に対しても支援。
- 米価の変動等による収入減少については、収入保険又は収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）で対応。

## ○ 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

1. 戦略作物助成 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物等の作物を生産する農業者を支援
2. 産地交付金 地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援
3. 都道府県連携型助成 都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援
4. 畑地化促進助成 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援

## ○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

業務用米・新市場開拓用米等の安定取引を拡大するために必要な取組等を支援します。

また、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外）。

1. 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は、追加的に支援）
2. 海外向けの販売促進等の取組 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
3. 業務用向け等の販売促進等の取組 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
4. 非主食用への販売の取組 主食用米を非主食用へ販売する取組

## ○ 収入減少のためのセーフティネット

収入保険（青色申告者が対象） 米をはじめ、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下のほか、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

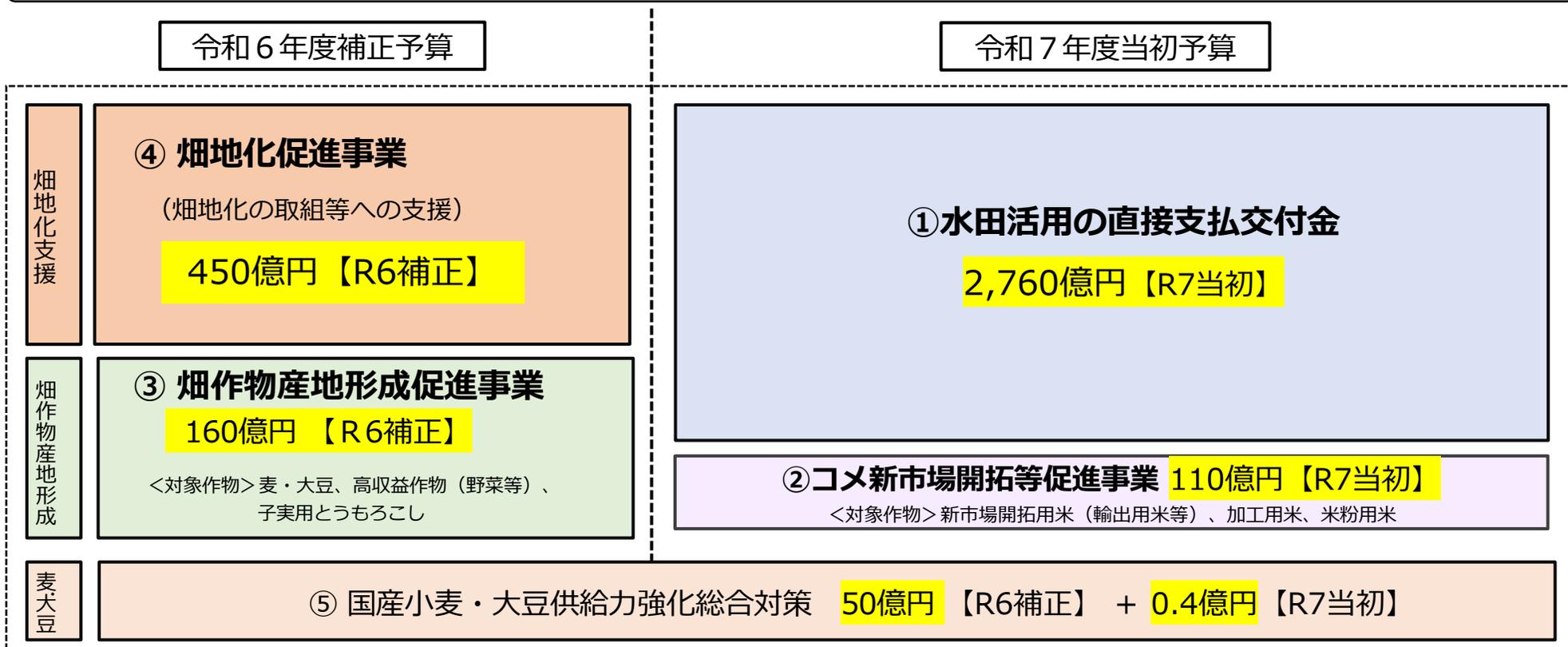
農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

農業者は、保険料・積立金等を支払って加入します（保険料の50%、積立金の75%を国庫補助）。

ナラシ対策（認定農業者等が対象） 当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積みたた積立金で補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

# 令和7年産水田活用予算の全体像

○ 令和7年度当初予算と令和6年度補正予算を合わせ、令和7年産における作付転換支援や畑地化に対応可能な予算総額を確保。



## <関連予算>

・乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等  
**400億円の内数** (新基本計画実装・農業構造転換支援事業)、  
**110億円の内数** (産地生産基盤パワーアップ事業) 【R6補正】  
 + **80億円** (新基本計画実装・農業構造転換支援事業)、  
**120億円** (強い農業づくり総合支援交付金) 【R7当初】  
 ・米粉の利用拡大支援 **20億円** (米粉需要創出・利用促進対策事業) 【R6補正】  
 ・国産飼料の生産・利用拡大  
**133億円** (所要額) 【R6補正】 + **18億円の内数** 【R7当初】  
 (国産飼料生産・利用拡大緊急対策、飼料備蓄・増産流通合理化事業)

・機械・施設等の導入支援  
**400億円の内数** (新基本計画実装・農業構造転換支援事業)、  
**110億円の内数** (産地生産基盤パワーアップ事業) 【R6補正】  
 + **80億円の内数** (新基本計画実装・農業構造転換支援事業)、  
**120億円の内数** (強い農業づくり総合支援交付金) 【R7当初】  
 ・汎用化・畑地化等に向けた基盤整備  
**461億円の内数** 【R6補正】 + **152億円** 【R7当初】 (農業農村整備事業等)  
 ・中山間地域等に対する支援 **13億円の内数** 【R6補正】 + **74億円の内数** 【R7当初】  
 (農山漁村振興交付金等)

# 令和7年産における水田活用予算の見直しの主な変更点

## 【令和6年産】

### 水田活用の直接支払交付金【R6当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など\*
  - ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払  
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
  - ・飼料用米（一般品種）への数量払  
：標準単価7.5万円（収量に応じて5.5～9.5万円/10a）
  - ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a  
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象 など
- 畑地化促進助成 ※①～③はR5補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
  - ①畑地化支援\* ②定着促進支援\*
  - ③産地づくり体制構築等支援 ④子実用とうもろこし支援\*

### 畑地化促進事業【R5補正】

- 畑地化支援\*：14.0万円/10a
- 定着促進支援\*：2.0(3.0※)万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
  - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
  - ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

### 畑作物産地形成促進事業\*【R5補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R7年に畑地化する場合は4.5万円/10a）

### コメ新市場開拓等促進事業\*【R6当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

## 【令和7年産】

### 水田活用の直接支払交付金【R7当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など\*
  - ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払  
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
  - ・飼料用米（一般品種）への数量払  
：標準単価7.0万円（収量に応じて5.5～8.5万円/10a）
  - ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a  
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象 など
- 畑地化促進助成 ※①～③はR6補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
  - ①畑地化支援\* ②定着促進支援\*
  - ③産地づくり体制構築等支援 ④子実用とうもろこし支援\*

### 畑地化促進事業【R6補正】

- 畑地化支援\*：10.5万円/10a
- 定着促進支援\*：2.0(3.0※)万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
  - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
  - ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

### 畑作物産地形成促進事業\*【R6補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R8年に畑地化する場合は4.5万円/10a）
- ※会計検査院からの指摘を踏まえ取組や現場確認の改善を実施

### コメ新市場開拓等促進事業\*【R7当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a
- ※現場確認の改善を実施

# ○ 水田活用の直接支払交付金等

【令和7年度予算概算決定額 287,000 (301,500) 百万円】

## <対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

## <政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大 (麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで])
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大 (飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで])
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a <sup>※1</sup>
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a <sup>※2</sup>

### <交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

### 2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。

### 産地交付金

- ※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- ※2：飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a（5.5~8.5万円/10a）、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

### 3. 都道府県連携型助成

**都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

### 4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援**します。

### 畑地化促進助成（令和6年度補正予算と併せて実施）

- ① **畑地化支援**<sup>※5</sup>：10.5万円/10a
  - ② **定着促進支援**<sup>※5</sup>（①とセット）：2万円（3万円<sup>※6</sup>）/10a×5年間  
または10万円（15万円<sup>※6</sup>）/10a（一括）
  - ③ **産地づくり体制構築等支援**
  - ④ **子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）
- ※5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）  
※6：加工・業務用野菜等の場合

### 5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円

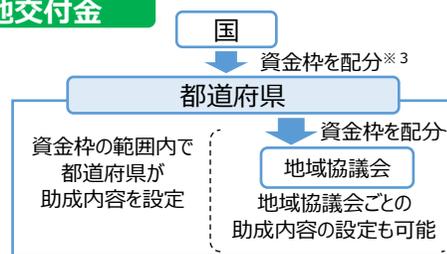
**産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。<sup>※7</sup>

※7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

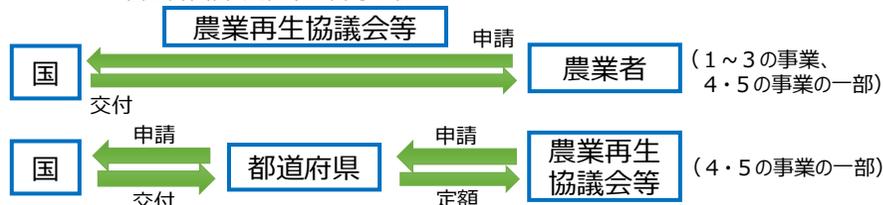
取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 <sup>※4</sup> （3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分）	1万円/10a

- ※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
- ※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象



## <事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



## 適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化（飼料作物・WCS用稲）

- 水田活用の直接支払交付金においては、適切な生産を徹底するため、品目ごとに基準を設定し、適切な生産が行われていない可能性が高い場合には、交付金の交付を行わないこととしているところ。
- しかしながら、**飼料作物及びWCS用稲**については要綱上、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する**基準が明確でないため、捨てづくりを防止する観点から、令和7年産から、自然災害等の場合を除き、基準単収の1/2に満たない場合、交付金を支払わないこととする。**

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準
飼料用米 米粉用米	<u>標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合</u> に交付対象外（H26～）
加工用米 新市場開拓用米	<u>当初契約数量の8割に満たない場合</u> に交付対象外（H24～）
麦・大豆	<u>基準単収値の2分の1に満たない場合</u> に交付対象外（R6～）
飼料作物 WCS用稲	<u>基準単収等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合</u> に交付対象外 <div style="margin-left: 20px;"> <p>↳ <b>捨てづくりを防止する観点から、 令和7年産から、自然災害等の場合を除き、 基準単収<sup>*</sup>の1/2に満たない場合、交付金を支払わない。</b></p> </div>

※会計検査院からの指摘を受け、令和6年産より県農業再生協議会等において設定

# 令和7年産に向けた産地交付金等の活用について

- 主食用米の価格上昇の中でも、加工用米等の契約の維持・拡大を図るため、各都道府県が産地交付金や都道府県連携型助成を活用し、需要に応じた生産を進められるよう、活用方法等について周知。

## 作付転換取組者への支援額の拡充

- 主食用米の作付面積が増加（＝転換作物の作付面積が減少）した場合でも、当年産の産地交付金の配分額は基本的に変わらないことから、転換作物の単位面積あたりの交付額は増加

### A協議会の例



## メリハリをつけた支援単価の設定

- 非主食用米の取組を維持・拡大に向け、**県設定単価を見直し**する事例も存在

### N県協議会の例

令和6年産		令和7年産	
①加工用米	0.6万円/10a	①加工用米	<b>1.0万円/10a</b>
②新市場開拓用米	0.6万円/10a	②新市場開拓用米	<b>1.0万円/10a</b>
③高収益作物（拡大分）	<b>2.5万円/10a</b>	③米粉用米	<b>1.0万円/10a</b>
④WCS用稲	0.5万円/10a	④WCS用稲	0.5万円/10a

# 〇 コメ新市場開拓等促進事業

【令和7年度予算概算決定額 11,000 (11,000) 百万円】

## <対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等**に取り組む生産者を支援します。

## <事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 **11,000 (11,000) 百万円**

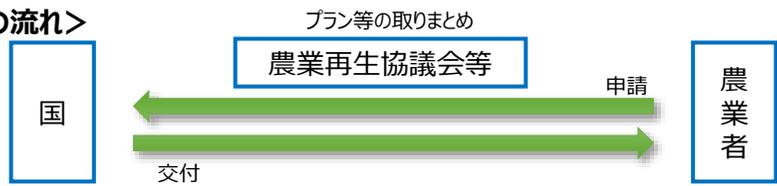
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入**を行う場合に、**取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和7年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② **交付単価**：**新市場開拓用米** 4万円/10a  
**加工用米** 3万円/10a  
**米粉用米（パン・めん用の専用品種）** 9万円/10a
- ③ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

### <留意事項>

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、30百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、**需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画**



### 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

### 米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

- (パン用の専用品種)
  - ・ミズホチカラ
  - ・笑みたわわ 等
- (めん用の専用品種)
  - ・亜細亜（あじあ）のかおり
  - ・ふくのこ 等



【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

# 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

## ○ H28. 4 予算執行調査の開始

## ○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔  
(けいはん)



交付対象となっていた水田  
(畦畔はない)

## ○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
    - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
    - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映（H29. 4月1日付け政策統括官通知）

## ○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

## 交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

### 1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地(交付対象水田)を明確にした水田台帳等を整理する。

### 2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・現況において非農地に転用された土地
- ・3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
  - ①たん水設備(畦畔等)を有しない農地
  - ②用水供給設備(用水路等)を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・5年間に一度も水張り(水稻作付)※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われていない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日(参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

## 5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われなくても交付対象水田から除外しない。
  - ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
  - ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。
- ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
  - ① 湛水管理を1か月以上行う
  - ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

## 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### I 我が国の食料供給

#### 1 国内の食料供給

##### （1）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費

用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

# 現行水活の令和7年・8年の対応について

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）【抄】

## （1）水田政策の見直し

水田政策を、令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

**※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。**

## ● 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">水田活用の直接支払交付金の交付対象農地</p> <p>2 交付対象水田の範囲</p> <p>(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>なお、次の<u>いずれかに</u>該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。</p> <p>ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること</p> <p><u>イ 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること</u></p>	<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">水田活用の直接支払交付金の交付対象農地</p> <p>2 交付対象水田の範囲</p> <p>(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>なお、次の<u>全てに</u>該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。</p> <p>ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること</p> <p><u>イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること</u></p>

# 水田活用の直接支払交付金に係る会計検査院からの指摘事項等について

- 水田活用の直接支払交付金については、会計検査院による令和5年度会計検査の対象となっており、令和4年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。これらの実地検査を踏まえ、昨年10月23日に農林水産大臣宛て処置要求が発出・公表されたところ。

会計検査院からの指摘事項	左記を踏まえた処置要求
ア 実質的に水稲の作付けが困難な農地に交付金が交付されていた事例があった	ア 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること
イ 実績報告書において、自家利用の飼料作物等に係る収量の確認ができていない事例があった	イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること
ウ 収量確認が適切に実施されていない事例があった	ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること
エ 収量低下理由書の確認や地方農政局等による改善指導が十分に機能していない事例があった	エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること

# 会計検査院からの処置要求に対する対応方針

○ 会計検査院からの改善の処置要求への対応として、昨年11月より今後の対応について全国会議等の場において説明をすることなどにより、関係者に対する周知徹底を図るとともに、本年4月に通知を改正し、同交付金の適切な運用を推進。

会計検査院からの処置要求	処置要求に対する当省の対応方針
<p>ア 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること</p>	<p>ア <u>交付対象水田に、国等の補助金により処分制限期間内のガラスハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外するといった基準を通知に記載</u></p>
<p>イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること</p>	<p>イ <u>自家利用の飼料作物等については、収量の妥当性を確認できるよう、収量(簡易的な推計も可)や、農業者が有する給餌記録、放牧の記録等を農業者自ら保管し、必要に応じて協議会へ提出するよう通知に記載</u></p>
<p>ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること</p>	<p>ウ <u>飼料作物、WCS等について、収量確認の目安となるよう、農林水産統計や各県が収集しているデータ等を活用し、都道府県協議会が地域毎の基準単収又は平均単収を設定するよう通知を見直し</u></p>
<p>エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること</p>	<p>エ <u>連続して収量低下理由書が提出された者への地方農政局長等による改善指導を徹底するとともに、改善指導の内容が実行されていなかった場合は、交付対象外とすることを通知に明記</u></p>

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）に係る  
会計検査院からの指摘事項等について

- 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）については、会計検査院による令和6年度会計検査の対象となっており、令和5年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。
- これらの実地検査を踏まえ、10月28日に農林水産大臣宛てに処置要求及び意見表示の文書が発出。当省として、会計検査院からの改善の処置要求等を踏まえ、一部要件の見直し等、当事業の適切な運用を推進。

会計検査における指摘事項	会計検査を踏まえた処置要求及び意見表示、当省の対応方針
<p>(1) 対象取組が低コスト生産等に対する効果を必ずしも十分に期待できるものとはなっておらず、支援が低コスト生産等のために効率的に行われていない</p> <p>〔対象取組の中に、必要な品質や収量を得るために通常行うべき「基本的な作業」が含まれており、低コスト生産等に対する効果が必ずしも十分に期待できるものとなっていなかった。〕</p> <p>(2) 対象取組の実施状況等が適切に確認されていない</p> <p>〔作業日誌等の実績確認書類において、助成対象取組を実施した日付、農地、取組面積、取組に用いた資材の使用量等が記録されておらず、実施状況が明確に確認できない事例があった。〕</p>	<p>(会計検査院の処置要求等)</p> <p>(1) 対象取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること（意見表示）</p> <p>(2) 対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること（処置要求）</p> <p>(当省の対応)</p> <p>畑作物産地形成促進事業について、会計検査院の処置要求等を踏まえ、一部の要件や現場確認の改善を実施。</p>

# 令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

○ 令和6年産以降は、一般品種については、

①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、

②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることをとする。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"><li>数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a)</li></ul> <p>or</p> <ul style="list-style-type: none"><li>単価7.5万円/10a</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a)</li></ul> <p>or</p> <ul style="list-style-type: none"><li>単価7.0万円/10a</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a)</li></ul> <p>or</p> <ul style="list-style-type: none"><li>単価6.5万円/10a</li></ul>

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）

※一般品種の交付単価については数量払いが基本となるが、一括管理方式による出荷を選択した場合は、交付単価を数量払いとするか、面積払いとするかを地域農業再生協議会単位で選択することが可能。

# 〇畑地化促進事業

【令和6年度補正予算額 45,000百万円】

## <対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

## <事業目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 畑地化支援

水田を畑地化※して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

### 2. 定着促進支援

#### ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

#### イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

### 3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

## 畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和7年産単価)	2 定着促進支援 (令和7年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) <small>(※ 加工・業務用野菜等の場合)</small>
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

## 産地づくり体制構築等支援

### ① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

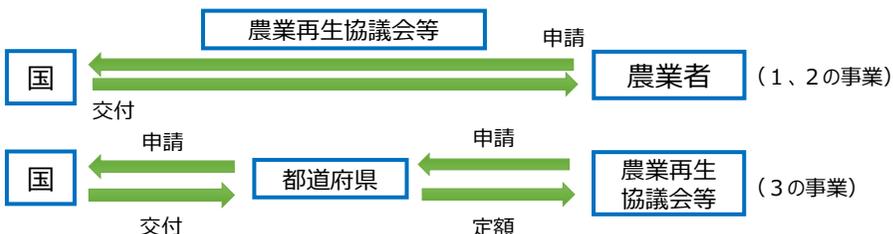
### ② 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



## <事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

# 畑地化促進事業について（7年産単価）

- 「畑地化促進事業」については、畑作物が連続して作付けされている水田について、麦・大豆、加工・業務用野菜等の需要のある作物の産地化に向け、**畑地化支援・定着促進支援**等により着実に支援する仕組みを措置。本事業により、令和6年産までに合計約4.8万haについて畑地化を行い、畑作物の本作化を推進。
- **令和6年産の畑地化支援の単価**については、事業開始以降、麦・大豆の生産拡大を進めている中、畑地化の合意形成などの意見調整に時間を要している産地があったことから**14.0万円/10a**としていたところ、**令和7年産の支援の単価**については、**先に畑地化に取り組んだ者との公平性**の観点から、いずれも基本となる**10.5万円/10a**とし、産地化を進めるための**定着促進支援の単価（2.0万円/10a×5年間）は維持**することとする。

## ◆ 畑地化取組年度による支援金額の違い（畑作物（麦、大豆、飼料作物）の場合）

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和5～7年以降の支援総額
令和5年産に畑地化実施	<p><b>畑地化</b></p> <p>畑地化支援：14.0万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間</p>	<p>—</p> <p>畑地化の合意形成などに時間を要している産地があったことから単価を維持</p>	<p>—</p>	<p>▶ <b>14.0万円/10a</b> (+10万円/10a)</p>
令和6年産に畑地化実施	<p><b>水活受給</b></p> <p>戦略作物助成：3.5万円/10a</p>	<p><b>畑地化</b></p> <p>畑地化支援：14.0万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間</p>	<p>—</p> <p>先に令和6年産から畑地化に取り組んだ者との公平性の観点から単価引下げ</p>	<p>▶ <b>17.5万円/10a</b> (+10万円/10a)</p>
令和7年産に畑地化実施	<p><b>水活受給</b></p> <p>戦略作物助成：3.5万円/10a</p>	<p><b>水活受給</b></p> <p>戦略作物助成：3.5万円/10a</p>	<p><b>畑地化</b></p> <p>畑地化支援：<b>10.5万円/10a</b> 定着支援：2.0万円/10a×5年間</p>	<p>▶ <b>17.5万円/10a</b> (+10万円/10a)</p>

注：高収益作物の畑地化支援単価は、令和5年産 17.5万円/10a、令和6年産 14.0万円/10a

# 畑地化促進事業の推進状況

- 「畑地化促進事業」(R4補正250億円、R5補正750億円等)は、水田を畑地化して、畑作物の本作化に取り組む生産者を支援する事業であり、(a)畑地化支援(14.0万円/10aほか)、(b)定着促進支援(2万円/10aほか)、(c)産地づくり体制構築等支援(上限25万円/10a、1協議会あたり上限300万円)を実施。
- 本事業により、R5開始分として要件確認が出来たすべて(約3万ha分)について交付金を交付するとともに、**R6開始分として地域の関係機関(土地改良区、農業委員会)や地主等からの同意が得られていることの確認がなされたすべて(約1.8万ha分)の畑地化の取組**を新たに支援することとし、**正式に採択を実施**。

## 支援内容

- (a)畑地化支援**：水田における畑地化※1の取組を支援
- (b)定着促進支援**：水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を5年間支援

対象作物	(a)畑地化支援	(b)定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円※2 (10a当たり)	2.0万円×5年間 (10a当たり) ※加工・業務用野菜等の場合は3万円/10a
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円 (10a当たり)	2.0万円×5年間 (10a当たり)

※1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めるものではない。)

※2 令和5年産に採択された者は17.5万円/10a

- (c)産地づくり体制構築等支援**：
- ・畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費(地区除外決済金や協力金)を支援(上限25万円/10a)(土地改良区決済金等支援)
  - ・団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する経費を支援(1協議会あたり上限300万円)(産地づくりに向けた体制構築支援)

## 【執行状況(見込み)】

	R4 開始分	R5 開始分	R6 開始分
	交付額	交付額	採択額
(a)畑地化支援	48億円	452億円	247億円
(b)定着促進支援※	13億円	59億円	35億円
(c)産地づくり体制構築等支援	—	51億円	43億円

※ 定着促進支援については過年度開始分についてもR6開始分と合わせて支援。

## 【地域別状況】

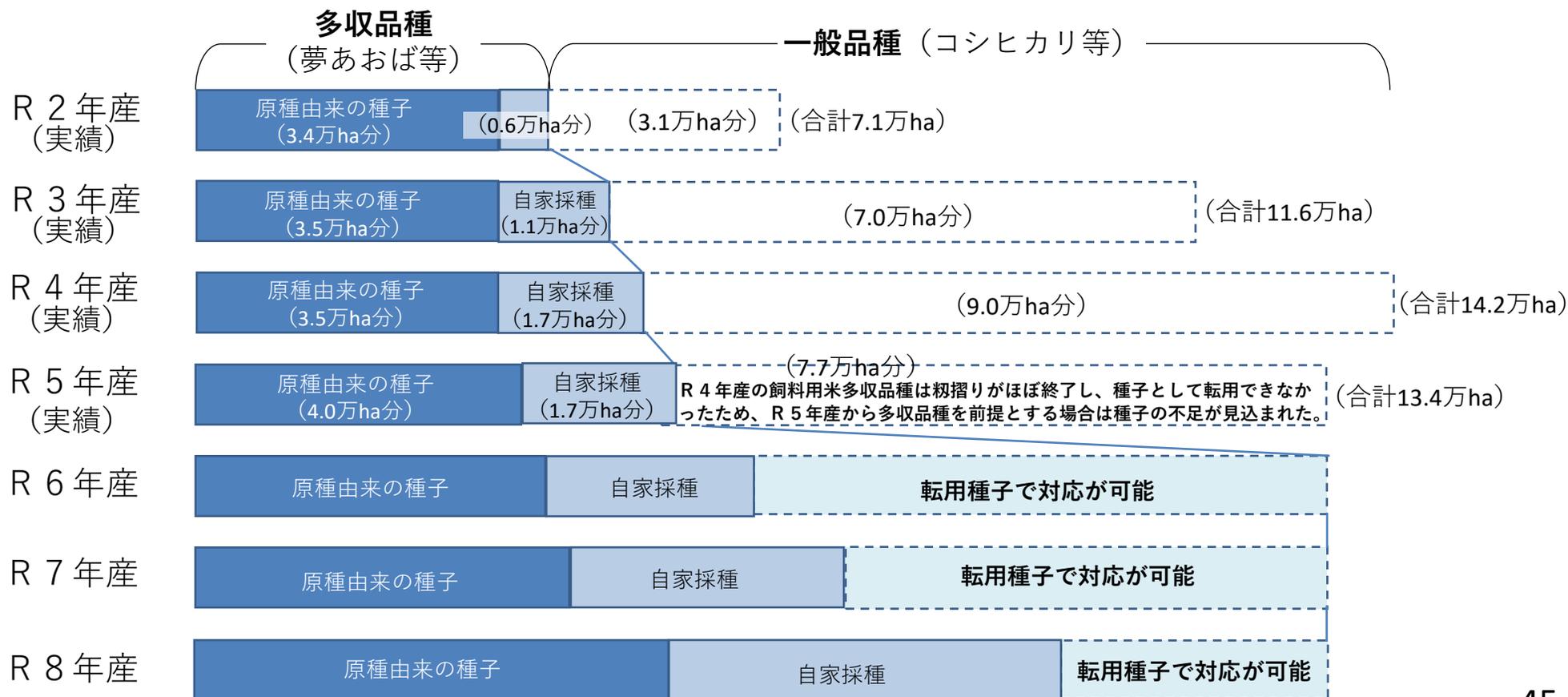
(億円)

	R4 年度	R5 年度	R6年度	
				うち決済金
北海道	16	400	212	34
東北	5.9	74	66	8
関東	20	25	17	0.8
北陸	0.0	2.6	3.5	0.1
東海	0.1	0.3	0.4	-
近畿	-	3.3	2.6	-
中国四国	0.0	8.0	8.2	-
九州・沖縄	7.0	49	17	0.7

# 種子の増産スケジュール（飼料用米の多収品種）

- R 4年産の飼料用米は、すでに多くが粃摺りを終了していたため、種子としての転用※は困難であった。このため、R 5年産の飼料用米について、多収品種を前提とする場合は、種子の不足が見込まれたところ。
- R 6年産以降については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に多収品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等を支援。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物（粃）を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。



# 各都道府県において栽培可能な多収品種

(令和7年2月作成)

都道府県	多収品種	特認品種
北海道	きたげんき、北瑞穂、 たちじょうぶ	そらゆたか
青森県	えみゆたか	ゆたかまる
岩手県	いわいだわら、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 夢あおば	たわわっこ、つぶみのり、 つぶゆたか
宮城県		東北211号
秋田県		秋田63号、たわわっこ
山形県		山形22号、山形糯110号
福島県		アキヒカリ、たちすがた、 まいひめ
茨城県		あきだわら、ちほみのり、月の光
栃木県		月の光
群馬県		
埼玉県		むさしの26号
千葉県		アキヒカリ、初星
東京都		
神奈川県	あきいいな、 亜細亜のかおり、 いわいだわら、笑みたわわ、 オオナリ、クサホナミ、 ふくのこ、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 北陸193号、ホシアオバ、 みなちから、もちだわら、 モミロマン、夢あおば	
山梨県		ふくおこし
長野県		あきだわら、月の光、どんとこい
静岡県		アキヒカリ、いただき、亀の蔵、 新潟次郎、ゆきみのり、 ゆきみらい
新潟県		アキヒカリ、やまだわら
富山県		アキヒカリ、とよめき、 やまだわら
石川県		あきだわら、シャインパール
福井県		あきだわら、アキヒカリ
岐阜県		タチアオバ、たちはるか、とよめ き、もみゆたか
愛知県		

都道府県	多収品種	特認品種
三重県	あきいいな、 亜細亜のかおり、 いわいだわら、笑みたわわ、 オオナリ、クサホナミ、 ふくのこ、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 北陸193号、ホシアオバ、 みなちから、もちだわら、 モミロマン、夢あおば	あきだわら、タチアオバ、 やまだわら
滋賀県		吟おうみ
京都府		あきだわら、やまだわら
大阪府		
兵庫県		あきだわら、兵庫牛若丸
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		コガネヒカリ、日本晴
島根県		みほひかり
岡山県		とよめき、中生新千本、 やまだわら
広島県		中生新千本
山口県		あきだわら
徳島県		
香川県		
愛媛県		媛育71号
高知県		とよめき、たちはるか
福岡県		ツクシホマレ、タチアオバ、 夢一献
佐賀県		さがうらら、レイホウ
長崎県		夢十色
熊本県	越のかおり、タチアオバ	
大分県	タチアオバ	
宮崎県	タチアオバ、ひなたみのり、 み系358、宮崎52号	
鹿児島県	くいつき、タチアオバ、 ミナミユタカ、夢十色、 夢はやと、ルリアオバ	
沖縄県		